

持続化給付金の申請条件

新型コロナウイルスの影響で、ひと月の売上が前年同月比の50%以上減少していること

※ひと月の売上～2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

持続化給付金申請手順（個人・一人親方用）

申請前に用意しておくもの（4種類）

① 給付金が入金される口座の写真



② 2019年度の確定申告の書類

●青色申告している人

- ①確定申告書第1表（1枚）
- ②所得税青色申告決算書（2枚）

●白色申告している人

- ①確定申告書第1表（1枚）

③ 2020年度の対象とする月の売上台帳等

経理ソフトから抽出した売上データ

○

エクセルで作成した売上データ

○

手書きの売上台帳のコピーなど

○

④ 身分証明書

下記のいずれかを住所・氏名・顔写真がはっきりわかるかたちで提出する

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書

※上記を保有していない場合は、住民票の写しとパスポート、住民票の写しと各健康保険証（両面）のいずれか

書類がそろったら申請方法へ

申請方法（インターネット申請）

★このページをクリックすると申請画面に移動します★

① 持続化給付金のオンラインサイトにアクセス

→「申請する」ボタンを押す

HPアドレス：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



② 仮申請登録フォームで必要事項を入力

- ・事業形態（法人か個人か）
- ・メールアドレス

③ 登録したメールに届いたアドレスから本登録画面にアクセスする

1 ー基本情報を入力する

- ・屋号 ・住所 ・書類送付先 ・業種 ・氏名 ・生年月日 ・電話番号 ・メールアドレス
- ・2019年の事業収入 ・対象月（対前年同月比で売上50%以下の月）
- ・対象月の月間事業収入 ・対象月の2019年同月の事業収入

2 ー口座情報の入力

- ・金融機関名 ・金融機関コード ・支店名 ・支店コード
- ・種別（普通/当座） ・口座番号 ・口座名義

3 ー証拠書類を添付する

- ・2019年の確定申告書（收受印あるもの）等
- ・2020年分の対象とする月の売上台帳等
- ・通帳の写し
- ・身分証明書



それぞれをスキャンもしくはデジタルカメラやスマートフォンで撮影して、データを添付する

4 ー入力内容と書類の添付内容を確認して申請する

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で申請された銀行口座に振り込まれます。その後、給付通知（不給付の場合には不給付通知）が届きます。

注意 提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置がとられる場合があります。給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

埼玉土建比企西部支部でも申請のお手伝いをさせていただきます

☎0493-66-1120 住所 比企郡ときがわ町玉川923-4